

応募要領

1 概要

東京都千代田区千代田 1 番 1 号に所在する宮内庁庁舎内において売店の設置及び経営の業者を募集します。

2 設置及び経営規模

宮内庁庁舎地階 施設使用面積 58.74 m²

3 応募資格

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 宮内庁から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (5) 法人等の役員等(個人である場合はその者, 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者, 団体である場合は代表者, 理事等, その他, 経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が, 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が, 自己, 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって, 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が, 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し, 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し, 若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が, 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- (9) 役員等が, 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
- (11) 「4 説明会」に参加した者であること。

4 説明会

説明会において、「売店の設置及び経営に関する仕様書」等を配布します。

(1) 日時

令和 4 年 1 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所

宮内庁庁舎 (東京都千代田区千代田 1 番 1 号 (皇居内))

(3) 参加人員等

2 名以内とし、令和 4 年 1 月 17 日 (月) 正午までに次の申込先へ会社名、担当者名及び連絡先 (電話番号, FAX 番号, メールアドレス) を記載したものを FAX で送付してください。

なお、受信確認後、宮内庁庁舎への来訪手続について御案内します。

〈申込先〉

宮内庁長官官房秘書課内 庁舎売店誘致担当

FAX 03(3201)6859

案内図



0

0.5

1 (km)

F A X 送信票（見本）

会 社 名：

担 当 者 名：

電 話：

F A X：

メー ル ア ド レ ス：

発 信 日：

年

月

日

（

）

送信先：FAX 03（3201）6859

担 当：瀬崎、小口、鈴木

※上記内容は、必ず記載してください。

